

安全かつ確実に、可能な限り速やかに、希望する全ての市民にワクチンを接種できる体制の構築

1 新型コロナワクチン接種の概要

(1) 予防接種法の改正(令和2年12月9日施行)

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について、予防接種法の臨時接種に関する特例を設け、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施

(2) 実施期間

令和3年2月17日から令和4年2月28日まで(市民向け接種:令和3年4月12日から令和4年2月28日まで)

(3) 接種対象者及び接種費用

- 本市の区域内に居住する16歳以上の者
- 原則、接種を受ける日に住民基本台帳に記録されている者(やむを得ない事情があると認められる場合を除く)
- 接種を受ける際の費用は全額公費負担

(4) 国による接種順位の考え方

重症化リスクの大きさ等を踏まえ、①医療従事者等、②高齢者、③高齢者以外で基礎疾患有する者・高齢者施設等の従事者・ワクチンの供給量によっては60歳から64歳の者、④それ以外の者の順に接種を開始

(5) 本市における対象者の概数及び発送区分(スケジュールのイメージ)

対象者(概数)	R3.4	R3.5	R3.6	R3.7	R3.8
高齢者[75歳以上](153,655人)	● 4/20 接種券発送(75歳以上)		第1回目接種	第2回目接種	
高齢者[65~74歳](150,743人)	● 4/28 接種券発送(65~74歳)		第1回目接種	第2回目接種	
基礎疾患有する者(74,534人)		基礎疾患の申出期間		第1回目接種	第2回目接種
高齢者施設等の従事者(22,816人)	接種調整(入所施設)		入所施設従事者の優先接種(第1回目・第2回目)	第1回目接種	第2回目接種
60~64歳の者(74,059人)		各ワクチンの承認時期や供給量等によってスケジュールを適宜変更	● 5月中旬以降 接種券発送(60~64歳)	第1回目接種	第2回目接種
上記以外の者(819,069人)			● 5月下旬以降 順次、接種券発送(年齢により細分化)	上記の接種状況を踏まえ、接種を実施	
※ 医療従事者・16歳未満の者を除く					

(6) 新型コロナワクチンの特性(現時点における想定)

メーカー	ファイザー社	アストラゼネカ社	武田/モデルナ社
接種回数	2回(21日間隔)	2回(28日間隔)	2回(28日間隔)
保管温度	-90°C~-60°C	2~8°C	-20°C±5°C
単位(最小流通単位)	5回分/パッケージ(195パッケージ 975回分) ※一般的な針シリジングを用いた場合	10回分/パッケージ(当初10パッケージ 100回分)	10回分/パッケージ(10パッケージ 100回分)
パッケージ開封後の保存	室温で6時間 (生理食塩水で希釈)	室温で6時間、2~8°Cで48時間 (希釈不要)	2~25°Cで6時間 (希釈不要)

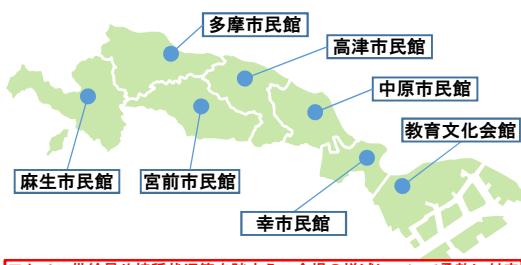
2 集団接種体制の構築(市が設置する接種会場等における予防接種)

(1) 基本的な考え方(方向性)

- 新たな技術を活用したワクチン開発が進められており、ワクチンによっては特殊な流通・保管及び短期間に多くの接種を行える体制が必要(個別接種を実施するためには環境の整備が必要)
- 集団接種の実施には市内の医療機関・関係団体の協力が不可欠であるが、通常の医療(診療)に並行して、多数の医療従事者を確保することには一定の限界(接種会場数と医療従事者確保のバランス)
- 高齢者以外の者に対する接種も順次開始されていくことから、それぞれの状況に応じた柔軟な接種体制が必要

[方向性] 各区に1か所程度の接種会場を設置するとともに、職場等における集団接種体制を構築

(2) 集団接種会場の設置場所



(3) 集団接種会場の運営

[開設日時等]

- 接種開始: 令和3年5月11日(予定)
- 開設日: 日曜日を含む週5日
- 開設時間: ①9:00-13:00及び②14:00-18:00の1日8時間
- 接種数: 1会場300回/日を想定
- その他: ①個別接種体制の整備状況に応じて会場を縮小・廃止
②職場や学校等における集団的な接種に向けた調整

3 個別接種体制の構築(市内の協力医療機関における予防接種)

(1) 基本的な考え方(方向性)

- 先行して供給開始が想定されるファイザー社のワクチンは1回の配送単位が大きく、超低温の保管をするため、保管可能な施設が限定的
- 保管を行わない施設でも接種できるよう、ワクチンの小分け及び適正な移送による接種体制の構築が必要
- 各ワクチンの供給開始や供給量に合わせて、協力医療機関による個別接種を拡充
- 円滑な個別接種の実施に向けては、協力医療機関の体制整備や適正管理によるワクチン移送等の支援が必要

[方向性] 医療機関の接種体制・ワクチンの移送体制を構築し、600以上(目標)の協力医療機関による個別接種を実施

(2) ワクチンの管理及び移送体制のイメージ



(3) 協力医療機関の体制整備に係る支援

- 予約管理システムの導入
- V-SYS(ワクチン流通管理)の運用支援
- 接種体制の整備に係る支援
- 保管環境の整備に係る支援 など

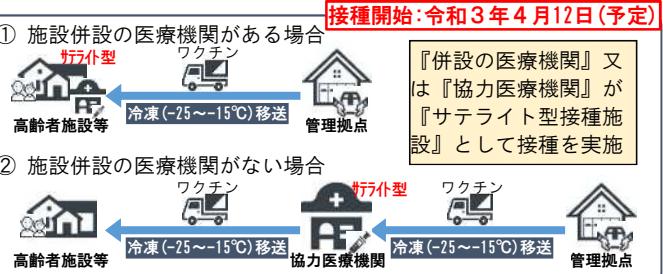
4 巡回接種体制の構築(高齢者施設等への巡回による予防接種)

(1) 基本的な考え方(方向性)

- 高齢者施設の入所者は、感染が発生するとクラスターとなる危険性が高い
- 施設等に入所・居所する高齢者等においては、接種会場や医療機関に赴いてのワクチン接種が困難な状況が想定
- 施設等におけるワクチン接種を円滑に実施するためには、嘱託医やかかりつけ医等との連携が不可欠
- クラスター対策の推進や業務継続の必要性を踏まえ、高齢者施設等の従事者に対する優先接種体制の構築が必要

[方向性] 高齢者施設等の嘱託医等による巡回接種を実施するとともに、従事者の優先接種体制を構築

(2) 高齢者施設等へのワクチン移送体制のイメージ



(3) 巡回接種体制の確保

- 高齢者施設等の概数(令和3年2月1日現在)
- 特別養護老人ホーム(57施設)や介護老人保健施設(19施設)、障害者支援施設(5施設)など772施設

[支援策]

- 嘱託医等が不在の施設に対する接種医の調整
- 接種体制の整備に係る支援
- 入所施設の従事者に対する接種会場(市立看護短期大学体育館・川崎看護専門学校)の設置 など

5 ワクチン接種に関連する主な対応

(1) 市民に対する情報提供・相談対応・予約受付

- 市ホームページ・市政だより・各種媒体を活用した情報提供
- コールセンターによるワクチンに関する一般的な相談対応
- 予約コールセンター及び予約サイトによる接種予約の受付 など

(3) ワクチンロス防止の取組

- 集団接種: 近隣の消防・保育・学校関係や区役所等により対応
- 個別接種: 事前登録の市民の中から近隣の者に連絡して対応
- 巡回接種: 接種を希望する施設職員(従事者を優先)により対応
- その他: かかりつけ患者や同居家族により対応 など

(2) 副反応への対応

- 集団接種会場等における救護・応急対応
- コールセンターによる副反応に関する一般的な相談対応
- 県の専門相談窓口及び専門的な医療機関との連携
- 健康被害救済制度の運用 など

(4) 障害者・外国人・住民票に記載のない者等への対応

- FAX・コミュニケーションポートの活用及び接種券送付封筒への点字表記
- 多言語版の予診票・案内チラシ等の作成
- 関係団体と連携した周知広報及び申出に基づく接種券交付 など

6 市内医療関係団体との連携

希望する全ての市民にワクチン接種を実施できるよう、医療従事者の確保や市民への啓発・広報など、**市内の医療関係5団体(川崎市医師会・川崎市病院協会・川崎市歯科医師会・川崎市薬剤師会・川崎市看護協会)**等の協力・連携のもと、必要な取組を進める。